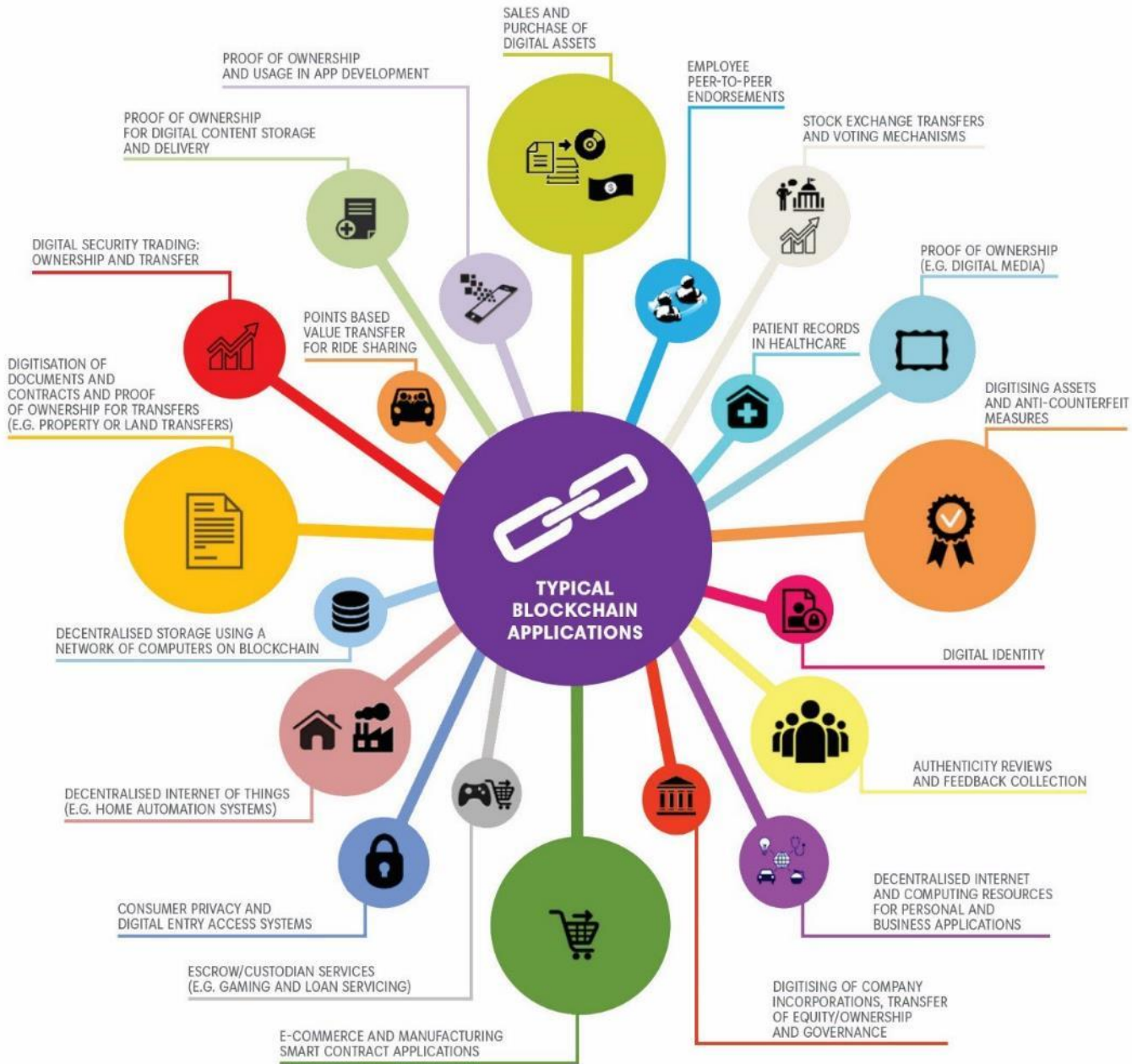


ブロックチェーンを めぐる法的環境の現状

弁護士法人ALAW&GOODLOOP

弁護士 吉井 和明

k-yoshii@agl-law.jp



© 2017 Grant Thornton Malta

<https://www.grantthornton.com.mt/service/technology-advisory-services/blockchain-technology/>
より引用

仮想通貨

仮想通貨交換業者

【全業者数：17】

所管	登録番号	登録年月日	仮想通貨交換業者名	法人番号	郵便番号	本店等所在地	代表電話番号	取り扱う仮想通貨
関東財務局 【計14業者】	関東財務局長 第00001号	平成29年9月29日	株式会社マナーパートナーズ	6010401075907	106-6233	東京都港区六本木3-2-1	03-4540-3800	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00002号	平成29年9月29日	QUOINE株式会社	7010401115356	104-0031	東京都中央区京橋2-2-1	03-6261-6333	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 BCH(ビットコインキャッシュ)、QASH(キャッ シュ)、XRP(リップル)
	関東財務局長 第00003号	平成29年9月29日	株式会社bitFlyer	2011101068824	107-6208	東京都港区赤坂9-7-1	03-6435-5523	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 ETC(イーサリアムクラシック)、LTC(ライトコ イン)、BCH(ビットコインキャッシュ)、 MONA(モナコイン)、LSK(リスク)
	関東財務局長 第00004号	平成29年9月29日	ビットバンク株式会社	1010801024625	141-0031	東京都品川区西五反田7-20-9	03-6427-1520	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、MONA(モ ナコイン)、BCC(ビットコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00005号	平成29年9月29日	SBIバーチャル・カレンシーズ株式会社	9010401128059	106-0032	東京都港区六本木3-1-1	03-4577-4577	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、BCH(ビットコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00006号	平成29年9月29日	GMOコイン株式会社	7011001113188	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1	03-6221-0219	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 BCH(ビットコインキャッシュ)、LTC(ライトコ イン)、XRP(リップル)
	関東財務局長 第00007号	平成29年9月29日	ビットトレード株式会社	3010401127116	108-0073	東京都港区三田2-11-15 三田川 崎ビル4階	03-6629-5547	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、MONA(モ ナコイン)、BCC(ビットコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00008号	平成29年9月29日	BTCボックス株式会社	7020001104824	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町2-8-1 BRICK GATE 茅場町5階	03-5579-9730	BTC(ビットコイン)、BCH(ビットコインキャッ シュ)、ETH(イーサリアム)、LTC(ライトコイ ン)
	関東財務局長 第00009号	平成29年9月29日	株式会社ビットポイントジャパン	6011001109930	106-6236	東京都港区六本木3-2-1	03-6303-0314	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、BCC(ビッ トコインキャッシュ)

仮想通貨交換業者

所管	登録番号	登録年月日	仮想通貨交換業者名	法人番号	郵便番号	本店等所在地	代表電話番号	取り扱う仮想通貨
	関東財務局長 第00010号	平成29年12月1日	株式会社DMM Bitcoin	5010401128129	103-6010	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー10階	03-6262-3462	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)
	関東財務局長 第00011号	平成29年12月1日	TaoTao株式会社	8011001116594	105-0004	東京都港区新橋5-1-9	03-6689-7878	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00012号	平成29年12月1日	Bitgate株式会社	8020001084891	231-0014	神奈川県横浜市中区常盤町2-1-1	045-226-5750	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00013号	平成29年12月26日	株式会社BITOCEAN	2010601046190	136-0076	東京都江東区南砂2-36-11 プライムタワー東陽町8F	03-6666-9037	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00014号	平成31年1月11日	コインチェック株式会社	1010001148860	150-0002	東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F	03-6416-5370	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、ETC(イーサリアムクラシック)、LSK(リスク)、FCT(ファクトム)、XRP(リップル)、XEM(ネム)、LTC(ライトコイン)、BCH(ビットコインキャッシュ)
近畿財務局 【計3業者】	近畿財務局長 第00001号	平成29年9月29日	株式会社フィスコ仮想通貨取引所	1120101054642	596-0004	大阪府岸和田市荒木町2-18-15	03-5774-2440	BTC(ビットコイン)、MONA(モナコイン)、FSCC(フィスココイン)、NCXC(ネクスコイン)、CICC(カイコイン)、BCH(ビットコインキャッシュ)
	近畿財務局長 第00002号	平成29年9月29日	テックビューロ株式会社	1120001184556	550-0004	大阪府大阪市西区靱本町1-5-18	06-6533-2230	BTC(ビットコイン)、MONA(モナコイン)、BCH(ビットコインキャッシュ)、XCP(カウンターパーティー)、ZAIF(ザイフ)、BCY(ビットクリスタル)、SJCX(ストレージコインエクス)、PEPEGASH(ペベキャッシュ)、FSCC(フィスココイン)、CICC(カイコイン)、NCXC(ネクスコイン)、Zen(ゼン)、XEM(ゼム(ネム))、ETH(イーサリアム)、CMS(コムサ)
	近畿財務局長 第00003号	平成29年12月1日	株式会社Xtheta	9120001205916	542-0081	大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心齋橋ビル204号	06-6226-8628	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、BCH(ビットコインキャッシュ)、XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、ETC(イーサリアムクラシック)、XEM(ネム)、MONA(モナコイン)、XCP(カウンターパーティー)

みなし仮想通貨交換業者

- みんなのビットコイン株式会社
 - トレンダーズインベストメント株式会社から楽天カード株式会社へ全株式譲渡
- 株式会社LastRoots
 - 株式会社オウケイウェイヴと業務提携

仮想通貨交換業者該当性

- ブロックチェーン利用における最初のハードル。
 - 仮想通貨交換業者の登録が必要な時点で、単独でのサービス提供は相当難しくなる。
 - **第六十三条の二** 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。
 - **第一百七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - **五** 第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行った者
- なお、決済としての利用を考えた場合、仮想通貨交換業の登録を目指したほうがまだマシといえることはある。
 - C.f. 銀行法と為替取引

仮想通貨とブロックチェーン

- 法律上の仮想通貨 = ブロックチェーンではない。
 - ブロックチェーンを使っていることは、法律上の仮想通貨の要件ではない。
 - ブロックチェーンを使っていなくても、仮想通貨にあたることはあるし、ブロックチェーンを使っている場合、仮想通貨にあたらないことはある。
 - さらにいえば、ビットコインのように、発行者がいないトークンか、発行者がいるトークンかで仮想通貨該当性が変わるわけではない、

銀行以外も100万円超の送金可能に 割安な海外送金、車購入など

2019.2.19 14:51 | 経済 | 金融・財政



閣議後、取材に応じる麻生財務相＝19日午前、首相官邸



麻生太郎金融担当相は19日の閣議後記者会見で、銀行以外でも100万円を超える送金を可能とするため「新たな類型（業態）を創設する」と述べ、高額な資金移動に特化した規制を整備する考えを明らかにした。金融とITを融合させたフィンテック企業の参入を想定しており、手数料の割高な海外送金サービスを安く利用できる可能性があるほか、企業間取引や車など高額商品の売買での送金サービス拡充が期待される。

送金を担う業者は現在、銀行とフィンテック事業者などの資金移動業者の2種類ある。新たな類型は、財務などで厳しい規制を受けるが無制限で送金できる銀行と、規制は緩いが送金の上限が1回当たり100万円までに制限されている資金移動業者の中間に当たるイメージで規制を設ける。

具体的には100万円を超える送金業務ができるようにする一方、事業者が破綻した際のリスクを減らすため、利用者の資産を事業者が持ち続けられないような仕組みを設ける。既に同様の規制のある英国では、（1）送金指示を伴わない資金の受け入れ（2）顧客資産の必要以上の期間の保持を禁止しており、金融庁でも同様の規制導入を検討している。自己資本規制なども検討する。

新タイプの事業者は認可制を想定しており、登録制の資金移動業よりも厳しくした上で、きめ細かい監督ができるようにする。来年の通常国会で資金決済法など関連法案の改正を行う方針。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO41430460Y9A210C1MM8000/>

仮想通貨交換業者の定義

- 仮想通貨交換業（資金決済法2条5項）
 - 次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。
 1. 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
 2. 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
 3. その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

仮想通貨交換業者の要件

- 仮想通貨の売買
- 他の仮想通貨との交換
- 売買、交換行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 売買、交換とその媒介、取次ぎ又は代理行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること
- を業とすること

仮想通貨交換業の要件

- 仮想通貨の売買
- 他の仮想通貨との交換
- 売買、交換行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 売買、交換とその媒介、取次ぎ又は代理行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること
- を業とすること

仮想通貨交換業にあたららないもの

- 仮想通貨を取り扱っていない
- 仮想通貨に該当するものを取り扱っているものの、その売買・交換、売買・交換の媒介・取次・代理、売買・交換・媒介、取次・代理に関して利用者の金銭・仮想通貨の管理をしていない
- 上記を業として行っていない

仮想通貨の定義（資金決済法2条5項）

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

1. 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
2. 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

1 号仮想通貨

1. 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる
2. 財産的価値
3. 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
4. 電子機器その他の物に電子的方法により記録されているもの
5. 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産以外

1 号仮想通貨

1. 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる
2. 財産的価値
3. 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
4. 電子機器その他の物に電子的方法により記録されているもの
5. 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産以外

通貨建資産

- 通貨建資産

- 本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

通貨建資産

- 通貨建資産

- 本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

1号仮想通貨にあたらないもの

- 物品の購入や貸借、サービスの利用等のために代価の弁済に使用できないもの
- 特定の者に対してしか代価として使用できないもの
- 特定の者にしか購入、売却できないもの
- 財産的価値ではないもの
- 電子情報処理組織を用いて移転できないもの
- 電子機器その他の物に電子的方法により記録されないもの
- 通貨建て資産であるもの

※仮想通貨に当たらない場合でも、前払式支払手段や為替取引に関する規制がかかる可能性があるので注意。

2号仮想通貨

- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

2号仮想通貨に当たらないもの

- 1号仮想通貨と交換できないもの
- 1号仮想通貨と一方方向にしか交換できないもの
- 特定の者との間でしか交換ができないもの
- 財産価値ではないもの
- 電子情報処理組織を用いて移転できないもの
- 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産であるもの

仮想通貨交換業者に当たる場合の規制

- 資金決済法63の8（情報の安全管理）
- 資金決済法63の9（委託先に対する指導）
- 資金決済法63の10（利用者の保護等に関する措置）
- 資金決済法63の11（利用者財産の管理）
- 資金決済法63の12（指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）
- 資金決済法63の13（帳簿書類）
- 資金決済法63の14（報告書）

仮想通貨交換業者に当たる場合の規制

- 資金決済法63の15（立入検査等）
- 資金決済法63の16（業務改善命令）
- 資金決済法63の17（登録の取消し等）

仮想通貨交換業者に当たる場合の規制 (事務ガイドライン)

- 法令等遵守体制等
 - 法令等遵守体制等
 - 取引時確認等の措置
 - 反社会的勢力による被害の防止
 - 不祥事件に対する監督上の対応
- 利用者保護
 - 利用者保護措置
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 利用者に関する情報管理態勢
 - 苦情等への対処

仮想通貨交換業者に当たる場合の規制 (事務ガイドライン)

- システムリスク管理
- 事務リスク管理
- 外部委託
- 障害者への対応

仮想通貨交換業者に当たる場合の規制

- 仮想通貨交換業者の規制手法は、登録であって、許可や免許ではない。
- ただ、現在、登録のための審査は、銀行の免許と同程度に強度になっており、簡単には登録できない。資力面でも、体制構築の面でも、ITサービス出身者が行うことは厳しく、実際、相次いで既存金融業者に取り込まれ、あるいは主体が入れ替わってきている。

ICO

ICOの種類

類型	トークン保有者の権利等	取締法規
仮想通貨型	保有者に特別な権利はなく、決済・交換に使えるのみ	資金決済法（仮想通貨）
法定通貨型 （ステーブル）	決済・交換に利用できるほか、発行者に法定通貨により当初の拠出額相当額の払戻しを請求することができる	出資法（預り金） 銀行法（為替取引） 資金決済法（資金移動業）
ファンド型	発行者がトークンの対価により営むプロジェクトの収益の分配を受けることができる	金融商品取引法（2種）
商品券型	発行者の提供するサービスを利用したり、優遇措置を受けることができる	資金決済法（前払式支払手段）
会員権型	発行する者の提供するサービスを利用したり、優遇措置を受けることができる	包括的な規制はない
期待権型	将来的に何らかの恩恵が提供されることが期待されるが、恩恵の内容が確定しておらず、その実施も保証されていない。	包括的な規制はない

ICOの現状

- 仮想通貨型ICOは、2号仮想通貨に該当するものが大半。
- 2号仮想通貨に該当する場合には、流通させようとするもの自体が、登録業者となるか、あるいは登録業者に流通を委託する必要があるが、現在、取扱仮想通貨がかなり限定されてきており、国内であらたに取り扱いを始めることは難しい状況にある。
 - それゆえ、適法な仮想通貨型ICOは、ほとんど存在しない。
 - 仮想通貨型ICOで上場、という場合、そのほとんどが海外取引所によるものであるが、海外取引所で国内のライセンスを取っているものがないため、基本的に国内で流通しているものは違法なものしかない。

「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の概要

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・ 50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・ 仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・ 有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- * インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・ 非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆仮想通貨カस्टディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の概要

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・ 50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・ 仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・ 有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- 非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆仮想通貨カस्टディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の概要

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・ 50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・ 仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・ 有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- * インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・ 非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆仮想通貨カस्टディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更


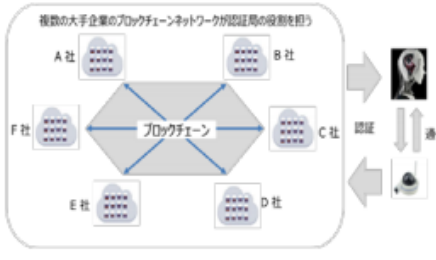
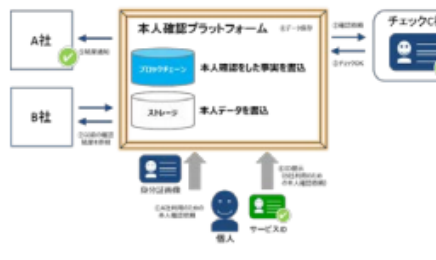
仮想通貨以外の利用について

様々な分野でのブロックチェーン活用

金融	決済	為替・資金移動	証券
	地域通貨	ポイント・リワード	プリペイド
	クラウドファンディング	エスクロー	保険
公証・証明・公示	公示	公証	知的財産
	認証	遺言	会社再編
公的サービス	医療	エネルギー	教育
トレーサビリティ	貴金属・宝石	美術品	食品
取引	貿易	マーケットプレイス	マッチング
エンタメ等	ゲーム	ストリーミング	シェアリング
IT	ストレージ	IoT	ウォレット・DEX (カストディ)
行政	可視化	投票	税金
その他	スポーツ	マッチング	



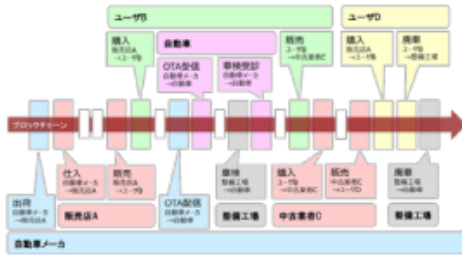
参考：経産省「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」ほか

2. IoTなど民間サービスでの活用

	ユースケース	ユースケースの概要
(1)	遠隔制御システム等におけるソフトウェアのバージョン管理	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔制御システム等の稼働パラメータ等のソフトウェアについて、ブロックチェーンの耐改ざん性を活かして管理し、その不正書き換えを防ぐとともに、脆弱性のある箇所にセキュリティ対策を緊急に施す等の措置により、サイバー攻撃に対処。  <p>貝塚構成員プレゼン資料より</p>
(2)	IoT機器の信頼性向上	<ul style="list-style-type: none"> IoT機器の認証情報（どのIoT機器が通信したのか）をブロックチェーンで管理することで、認証情報の信頼性を向上するという直接の目的のほか、サイバー攻撃を探知してIoT機器のセキュリティ回復、IoT機器間の通信暗号化やIoT機器が生成するデータの真正性確保を通じたビッグデータの信頼性向上を実現。  <p>合同会社Keychain 三島様 プレゼン資料より</p>
(3)	シェアリングサービスにおける本人確認手続	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証やマイナンバーカード等により本人確認を行った結果をパブリックブロックチェーンに記録することにより、本人確認サービスの信頼性の向上を図るとともに、シェアリングサービスにおける本人確認を業界で共通化し、本人確認の煩雑さを解消。  <p>北村構成員・肥後構成員プレゼン資料より</p>

総務省ブロックチェーン活用
検討SWG取りまとめ概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000497671.pdf

2. IoTなど民間サービスでの活用

	ユースケース	ユースケースの概要
(4)	顧客データの更新	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者が保有する顧客データについて、本人がブロックチェーンに書き込んだ情報を、ブロックチェーンに参加する事業者間で共有することで、顧客データの一括更新手続を効率的に実現。  <p>阿部構成員プレゼン資料より</p>
(5)	電力取引の自動化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> 電力会社から分散型電源（自治体などが保有する非常用電源や一般家庭の太陽光発電など）への発電要請、対価支払いといった電力取引の履歴管理について、スマートコントラクトを活用して自動で処理し、透明性ある電力シェアリングエコノミーを形成。  <p>肥後構成員プレゼン資料より</p>
(6)	自動車のトレーサビリティ	<ul style="list-style-type: none"> Connected Carに関する多様な機器・サービスのうち「誰（どの機器）が、いつ、何を行ったか」をブロックチェーン上に記録することで、出荷から車検、中古車販売など、自動車のライフサイクルにおける正確なトレーサビリティを関係者間で確保。  <p>北村構成員プレゼン資料より</p>

総務省ブロックチェーン活用
検討SWG取りまとめ概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000497671.pdf

2. ブロックチェーン技術の活用ユースケース⑤

6

2. IoTなど民間サービスでの活用

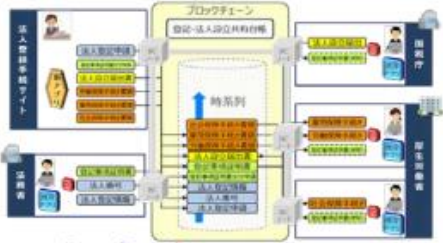


	ユースケース	ユースケースの概要
(7)	宅配ボックスの 配達・受取記録	<ul style="list-style-type: none"> 宅配ボックスを用いた配達・受取については、その利便性を確保しつつ、授受に伴うトラブル発生のリスクを可能な限り低減するため、宅配ボックスの開閉記録をブロックチェーンで管理することで、荷物の受け渡し・受け取りの事実を、改ざんのない形で客観的に把握可能。 <p>山下構成員プレゼン資料より</p>
(8)	医療データの 真正性確認	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に携わる関係者（医師、看護師、救急隊員など）が、ブロックチェーン上で管理されている署名済みの在宅医療データの「ハッシュ」（アクセス可能な範囲でグルーピングされたもの）を検証することで、アクセスコントロールを効かせつつ、別のデータベースに格納されている患者のデータの真正性を確認。 <p>慶應義塾大学 鈴木様プレゼン資料より</p>

総務省ブロックチェーン活用
検討SWG取りまとめ概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000497671.pdf

2. ブロックチェーン技術の活用ユースケース①

2

1. 行政手続など公的分野での活用

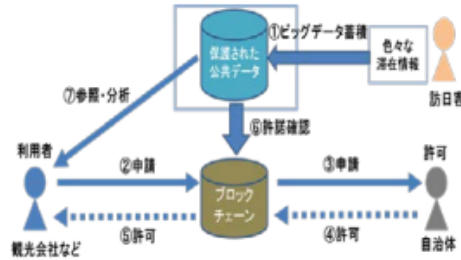
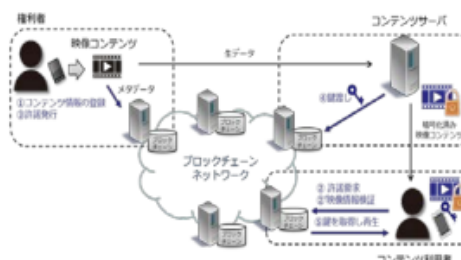
	ユースケース	ユースケースの概要
(1)	法人設立手続	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に伴う手続にブロックチェーンを活用し、登記事項証明書を関係行政機関で共有することで、オンラインでの登記事項証明の真正性を確保するとともに、手続の負担・コスト軽減と迅速化を実現。  <p style="text-align: right;">貝塚構成員プレゼン資料より</p>
(2)	政府調達手続	<ul style="list-style-type: none"> 国と自治体の電子調達手続にブロックチェーンを活用し、入札参加資格申請の簡素化・共通化による官民の事務処理の効率化を図るとともに、国・自治体を通じた調達実績を共有することによって、国・自治体での調達コストの削減を実現。  <p style="text-align: right;">貝塚構成員プレゼン資料より</p>
(3)	電子自治体	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興ポイント等の各種ポイントの運用管理、受注先との手形債権の管理、母子保健・学校検診・企業検診をカバーするPHRの管理等、安定的かつセキュアな環境の下で、多数当事者間でのデータ共有等が必要となる住民向けサービスをブロックチェーン上でリーズナブルに提供することで、効率的な電子自治体を構築。  <p style="text-align: right;">中村構成員プレゼン資料より</p>

総務省ブロックチェーン活用
検討SWG取りまとめ概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000497671.pdf

2. ブロックチェーン技術の活用ユースケース②

3

1. 行政手続など公的分野での活用

	ユースケース	ユースケースの概要
(4)	公共データの利活用促進	<p>・自治体等が保有する公共データについて、利用申請・許諾プロセスや有料の場合の課金処理などをブロックチェーンで効率的かつ適正に管理することで、公共データの利用許諾等の真正性を確保しつつ、その利用を促進。</p>  <p>The diagram illustrates a process flow for public data utilization. It starts with '設置された公共データ' (Installed Public Data) and 'ビッグデータ蓄積' (Big Data Accumulation). A '防犯官' (Security Officer) provides '色々な滞在情報' (Various stay information). The process involves '①参照・分析' (Reference/Analysis) by '利用者' (Users) like '観光会社など' (Tourism companies, etc.), '②申請' (Application) to the 'ブロックチェーン' (Blockchain), '③申請' (Application) to '自治体' (Municipality), '④許可' (Permission) from '自治体' to 'ブロックチェーン', '⑤許可' (Permission) from 'ブロックチェーン' to '利用者', and '⑥許諾確認' (License Confirmation) from 'ブロックチェーン' to '設置された公共データ'.</p> <p>岸上構成員プレゼン資料より</p>
(5)	デジタルコンテンツ	<p>・デジタルコンテンツの権利者情報、有効期間、価格など、コンテンツに付随するデータ（メタデータ）をブロックチェーン上に記録することで、第三者に委ねない形でコンテンツを管理するとともに、その権利関係についての真正性を保証。</p>  <p>The diagram shows a '権利者' (Rights holder) providing '映像コンテンツ' (Video content) and 'メタデータ' (Metadata) to a 'ブロックチェーンネットワーク' (Blockchain network). The network is connected to a 'コンテンツサーバ' (Content server) and 'コンテンツ利用者' (Content users). The process includes '登録' (Registration) of metadata on the blockchain, '権利者' (Rights holder) verification, and 'コンテンツ利用者' (Content users) accessing the content. The network also handles '著作権管理' (Copyright management) and '権利関係の保証' (Guarantee of rights relationship).</p> <p>岸上構成員プレゼン資料より</p>

総務省ブロックチェーン活用
検討SWG取りまとめ概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000497671.pdf

業法上の問題

- 資格独占がある分野において、資格のないものが事業を行うことは、取締法規違反となり、刑事罰の対象となる危険を伴う。
 - 例：不動産取引、医療機器等
- 業として行うに際し、登録、許可、免許などが必要な分野において、これを行うことは、取締法規違反となる。
 - 例：資金移動含む為替取引、ファンドの形成、預金取引
- 形式上、業規制にかからないものとして運営しているが、実質的には業規制の潜脱といえるような場合にも、取締法規違反を問われる可能性がある
 - 例：仮想通貨を払い込むファンド形式の取引だが、実質法定通貨の払い込みと変わらない、見かけはゲームだが、中身は為替目的など。
- 行うサービスにより、適宜判断が必要で、都度相談してもらえない

個人情報保護法の問題

- トラッキングを目的とする場合などで、取引当事者の個人情報や取引情報をブロックチェーン上で管理するような場合、個人情報保護法と抵触する場面が生じうる。
- 例えば、個人情報保護法では、16条において、利用目的による制限を定め、19条で消去の努力義務を課しているが、ブロックチェーン自体に上記の情報を記録してしまった場合、利用目的を達した後も、消去することはおよそ不能となりえる。
- また、安全管理措置についても、管理者・発行者がいるタイプの場合には、対応できることもあるだろうが、これらがいない場合には、措置をとるべき者がいなくなってしまう。（そもそも、個人情報取扱事業者は誰なのか）

個人情報保護法の問題

- 第三者提供（23条）に関し、パブリックチェーンは、基本的に公開されているものであり、常に不特定の第三者に提供されている状況が継続するわけだが、これに対する適宜適切な同意の取得が難しいことが想定される。
- 外国にある第三者提供（24条）に関し、パブリックチェーンの閲覧者は、国内の者に限られないところ、外国にある第三者への提供についての同意が取れるかの問題もある。

準拠法・適用法の問題

- 特にパブリックチェーンの場合、利用者が国内の者に限られないから、民事事件において、どの国の法律により解釈適用すべきか（準拠法の問題）、刑事事件、行政事件において、どの国の法律を適用すべきか（適用法）の問題が生じうる。逆にいえば、利用される可能性のある国すべてに対し、何らかの法的対応を考えておく必要があることになる。
- ブロックチェーン自体でいえば、およそ利用規約等が付されていないため（管理者がいる場合や、チェーン内に利用規約へのリンクなどが内包されるような使用は考えられるが）、利用における法の適用は、取引当事者のいる国の法律による原理原則が適用されることになる（特約による免責などを設定しにくい）

その他の問題

- ゲーム

- ブロックチェーン上のゲームでは、ゲーム内アイテムやキャラクターをトークンで表し、トークンを他のプレイヤーと交換できるシステムを採用し、アイテム、キャラクターを最初に入手する際も、ETHなどの仮想通貨を使い、他のプレイヤーから購入するような仕組みとしている例があるが、その在り方としては、完全にRMTであるため、前払式支払手段の際にRMTとの関連で問題となっていた、賭博該当性、為替取引該当性、犯罪収益移転防止法との関係がそれぞれ問題となり得る。なお、ゲームが事案としては想定しやすいが、他のサービスでも同じようなことは生じ得る。

- ウォレットプロバイダ

- 単なるウォレットサービスや、ウォレットアプリの提供者は、仮想通貨交換業者に当たらないものとの解釈が一般的になっているが、これを前提に、資金決済法または金融商品取引法の改正により、これら業者を取り締まることが検討されている。

その他の問題

- 公示、公証

- 登記制度や公証制度の代用を目指すものと思われるが、これらの制度は、法整備され、法的な効果を付与されているものにすぎないため、仕組みを作っただけでは役には立たない（せいぜい、証拠として、事実の証明に役立つ程度）

- 貿易

- 貿易に関しては、船荷証券のブロックチェーン化について、実証実験がされているという報道が最近あった。輸送プロセスの時間短縮や、情報の透明化、書類の偽造や改ざん防止、トラッキングの面で効果的と思われるが、商法上、国際海上物品運送法上の船荷証券の発行義務を、ブロックチェーン上のトークンのみで満たせるかどうかは一考の必要があるように思われる。

ブロックチェーン固有の法規制？

- 結局のところ、大部分は、ブロックチェーンを使っているかどうかによることになる。
- もっとも、Proofの仕組みを含む当該ブロックチェーンの堅牢性、ウォレットや保管サービスのセキュリティの強度によっては、昨年の仮想通貨流出事故のように、トークンが流出する事故が発生する可能性はあるかもしれない。特にPublicの場合、トークンの所在が推測されやすいこともあり。
- また、トレーサビリティに利用する際に、もとの登録された情報の正確性までブロックチェーンは担保できないため、そこをどう担保するかの問題は生じうる。

ブロックチェーン固有の法規制？

- ブロックチェーンにより、特定のプラットフォームを作り、当該プラットフォームが支配的な地位を確立し、代替的なプラットフォームがないような場合に、競争法上の問題が生ずるとの指摘もなされている。

<https://www.concurrences.com/en/review/issues/no-3-2018/legal-practice/falk-schoning>

事前の規制調査など

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

文字サイズ

サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お問

政策について > 政策一覧 > 経済産業 > 経営イノベーション・事業化促進 > 産業競争力強化法 > 「産業競争力強化法」に係る支援措置 > プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度・グレーゾーン解消制度

印刷

プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度・グレーゾーン解消制度

企業単位の規制改革について

**「企業単位の規制改革」で、
あなたの新事業をサポートします！**

プロジェクト型「規制のサンドボックス」・グレーゾーン解消制度・新事業特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度です。

<目的別の制度利用>

まず事業の「実証」を行い、 規制改革・事業化に繋がりたい！	→	プロジェクト型「規制のサンドボックス」
新しく開始する事業における 規制の解釈・適用の有無を確認したい！	→	グレーゾーン解消制度
規制の特例措置を設けて事業化したい！	→	新事業特例制度

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/index.html

2. グレーゾーン解消制度

事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度です。

新規事業を計画中だが、
○△法の規制に
抵触するだろうか。

規制の運用基準が
不明確で理解し難い。



- 特長: ①企業ごとに照会・申請が可能です！
②正式申請後、原則1か月以内に回答が得られます！
③事業所管省庁がしっかりサポートします！

活用事例：自己採血による簡易血液検査サービス
利用者の自己採血や事業者による検査結果の通知、より詳しい検査の勧めは規制の対象とならないことが確認されました！

※他の活用事例はこちら
申請の詳細は本ページ最下段の「お問合せ窓口」まで気軽にお問い合わせください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/index.html

グレーゾーン解消制度の活用案件

- 留守中の猫のお世話をし合うために猫の飼い主同士をマッチングするサービス
- 給与前払いサービス
- 電子契約サービス
- インターネットを通じた遊技機サービスの提供
- 乗客がペダルを漕ぎ走行する観光四輪車の取り扱い
- 商標登録出願書類等の利用者による作成の支援ソフトウェアの提供
- 中古福祉用具サプライ事業

ノーアクションレター制度 (法令解釈に係る照会手続)

- 自ら行おうとする行為について、以下の照会が可能。
 - 法令（条項）に基づく不利益処分の適用の可能性があるかどうか
 - 法令（条項）に基づく許認可等を受ける必要があるかどうか（許認可等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか）
 - 法令（条項）に基づく届出・登録・確認等を受ける必要があるかどうか（届出・登録・確認等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか）
- ただし、照会する法令を自分で特定し、法令毎に設けられた窓口へ照会書を提出する必要がある

ノーアクションレターと グレーゾーン解消制度の違い

	グレーゾーン解消制度	ノーアクションレター
対象	限定なし	許認可、行政処分にかかわる部分のみ
照会先	事業所所管庁	規制官庁

3. 新事業特例制度

新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度です。

技術力で安全性を向上させているが、規制がネックで新事業を開始することができない。

規制の見直しを要望したいが、手続きが煩雑で時間もかかりそうだ。



- 特長: ①企業ごとに照会・申請が可能です！
②正式申請後、原則1か月以内に回答が得られます！
③事業所管省庁がしっかりサポートします！

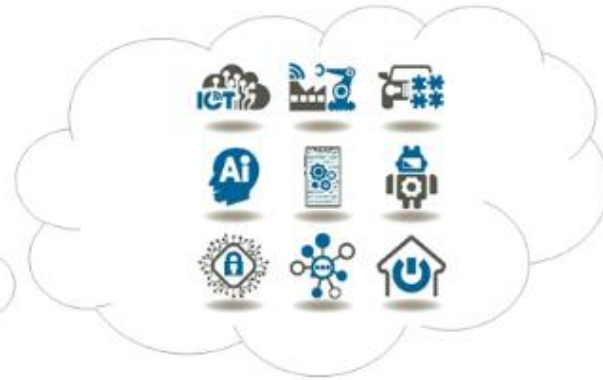
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/index.html

新事業特例制度の活用案件

- 環境負荷が低い不活性ガスを使用した製品の製造販売
- レーザー方式の表示デバイス等に係る技術基準省令の見直し
- 電気自動車用普通充電器の設置促進
- 搭乗型移動支援ロボットの公道実証
- 農地用排水施設に設置する水力発電設備に係る特例措置
- 商工会によるプレミアム商品券発行の拡大
- 雪崩被害を防ぐスキー用エアバッグの普及拡大
- 物流に用いるアシスト力の大きいリヤカー付電動アシスト自転車の公道走行

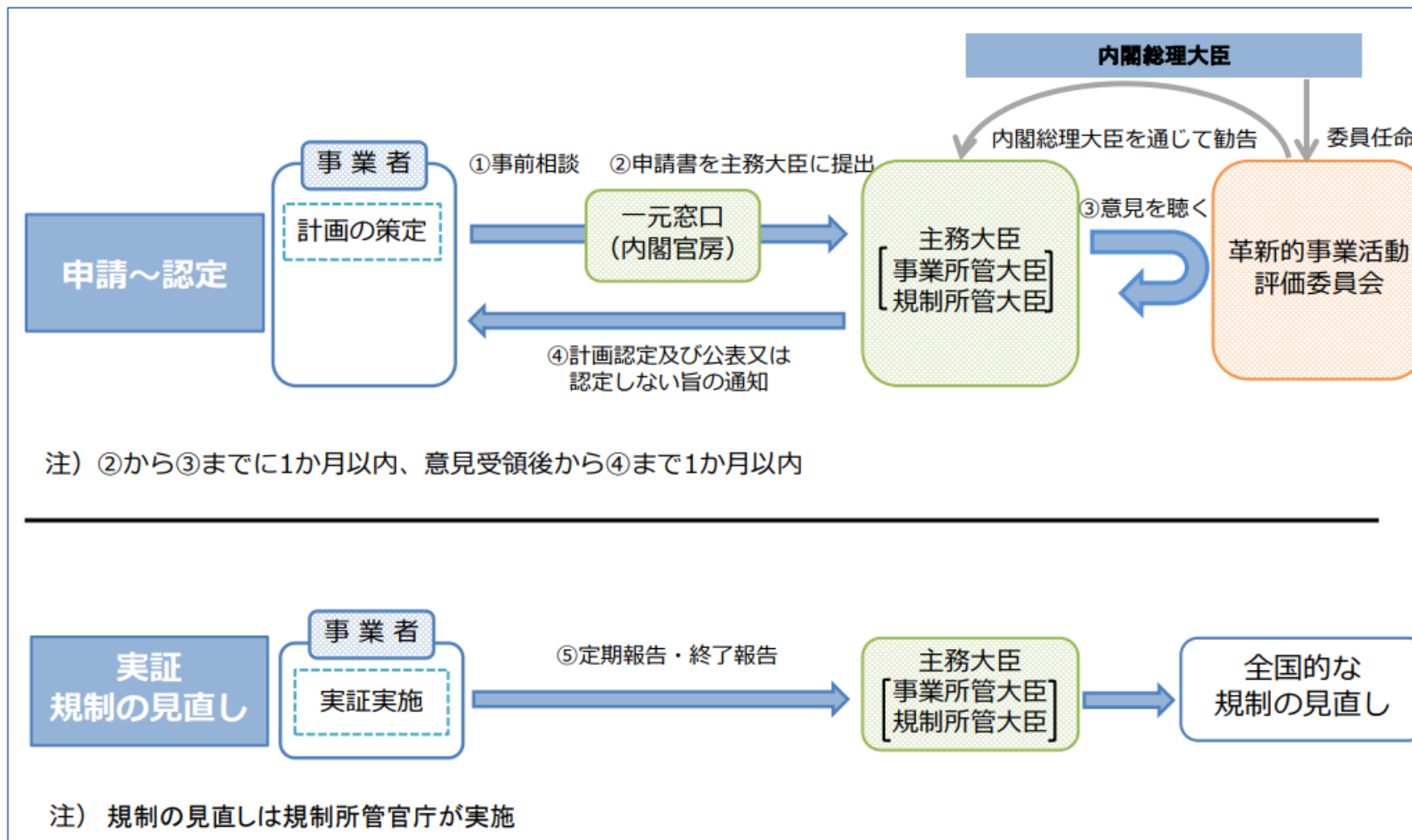
1. プロジェクト型「規制のサンドボックス」

AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術やビジネスモデルの実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制の見直しに繋げる制度です。



- 特長: ①法改正を前提とせず、企業ごとに申請が可能です！
②事業所管大臣、規制所管大臣の認定の下、参加者を限定した上で、実証を行うことができます！

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/index.html



http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/download/sandbox_overview.pdf

規制のサンドボックス活用案件

認証プロジェクト一覧 Testing Project

No.	事業者名 Company	実証期間 Term to testing	実証概要 Project Summary	主務省庁公表 Publication by the competent ministries
1	パナソニック株式会社	平成31年4月1日～ 平成31年6月30日	実証概要資料	経済産業省公表資料
2	株式会社MICIN	平成30年12月26日～ 平成31年3月15日	実証概要資料	厚生労働省公表資料
3	株式会社Crypto Garage	平成31年1月21日～ 平成32年1月20日	実証概要資料	金融庁公表資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

規制のサンドボックス活用案件

- IoT社会の実現に向けた高速PLC（電力線通信）でつながる家庭用機器に関する実証
 - 電気用品（テーブルタップ、照明器具、電子レンジ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に対して高速 PLC 装置を組み込む改造を行った試作品を、事業者敷地内のモデル住宅等において使用し、通信・放送と共存ができるレベルの通信信号の漏洩であるか、当該試作品および他の電気用品が誤動作しないかを確認する。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/project/gaiyou1.pdf>

規制のサンドボックス活用案件

- 診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザ罹患時のオンライン受診勧奨
 - 1. 企業・団体の従業員やその家族を対象に福利厚生の一環として、医師の立ち合いの下で、留意事項等を説明会で説明した上で、同意を取得し、インフルエンザの迅速診断キットを特定の薬局で配布する。
 - 2. 参加者は自覚症状を感じた際、申請者作成のアプリに従って、医師とビデオ通話を接続し、診断キットを使用し、結果を医師が確認した上で、医師によるオンラインでの受診勧奨を受ける（数十～数百人程度を想定）。なお、診断キットは自己判断には使わない。
 - 3. 迅速診断キットを利用する場合は、必ずオンライン受診勧奨を受けることとし、医師から、医療機関での対面診察の受診勧奨、出勤抑制等の措置がなされる。受診行動は、アプリ上で確認される。未使用の診断キットは実証後回収する。
 - 4. 診断キットの結果、個人の受診行動、出勤抑制、オンライン受診勧奨時と対面受診時の検査結果の比較等について、データを取得

規制のサンドボックス活用案件

- 仮想通貨と法定通貨を同時決済可能なプロ向けの決済プラットフォームの構築
 1. 本実証では、アトミックスワップの技術を用いることで、仮想通貨の受け渡しと法定通貨での決済が同時に実施でき、取引相手に対する信用リスクを排除した決済プラットフォームの構築を目指す。
 2. 決済プラットフォームには、許可された特定の参加者のみが参加し承認スピードが速い分散台帳技術（サイドチェーン技術）を用いることとし、このプラットフォーム上に、同時決済で用いる Bitcoin に裏付けたトークン（RSBTC）と、法定通貨建てトークン（S-Token）を発行する。
 3. 参加者間で合意した取引内容は、システムを通じた承認を経て、同内容のRSBTCとS-Tokenが同時交換される（双方向の移転として一体的にサイドチェーン上のブロックに記録される）。
 4. 実証参加者は、プロである登録済み仮想通貨交換業者3～5社に限定する。期間は平成31年1月から1年間とし、取引限度額を設定する。実証期間中はプラットフォームの利用は無料とする。
 5. 実証を通じて、サイドチェーン上の財産的価値・記録・取引の安全性の検証、価格形成の透明化等により、安定的かつ公正なOTC取引市場が成立することの検証等を行う。

FinTech実証実験ハブ

- 金融庁では、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、本日（9月21日）、「FinTech実証実験ハブ」を設置しました。

FinTech実証実験ハブでは、フィンテック企業や金融機関等が、実験を通じて整理したいと考えている論点（コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じうる法令解釈に係る実務上の課題等）について、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行います。

金融庁ウェブサイト「FinTech実証実験ハブの設置について」
<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html>

FinTech実証実験ハブ活用案件

- 実験内容

- ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続きを金融機関共同で実施するシステムの構築を検討（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客が、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には再度の本人確認を実施しない仕組みを検討）。

- 申込者

- 株式会社みずほフィナンシャルグループ
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
- デロイト トーマツ グループ

FinTech実証実験ハブ活用案件

- 実験内容
 - 顔認証技術を用いた本人確認の事務フローを確認するとともに、銀行事務の効率化や顧客の利便性を検証する
- 申込者
 - 大日本印刷株式会社
 - 株式会社西日本シティ銀行

FinTech実証実験ハブ活用案件

- 実験内容

- 応接記録、お客様の声といった記録一つ一つに対し、人工知能（AI）がスコアリングし確認の優先順位付けを行うことで、確認業務を効率化・高度化できるかを検証する。

- 申込者

- 株式会社FRONTEO

<参加企業>

- 株式会社三菱UFJ銀行
- 株式会社りそな銀行
- 株式会社横浜銀行
- S M B C 日興証券株式会社

FinTech実証実験ハブ活用案件

- 実験内容

- ユーザーが提携小売店内等に設置された装置（おつり投入ボックス）に小銭を投入することによって、買い物の際に生じたおつり等をそのまま投資に回せるおつり投資サービスを提供し、当該サービスにおけるオペレーションが適法かつ適正に遂行できるかを検証する

- 申込者

- TORANOTECH株式会社
- GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 株式会社セブン銀行
- 株式会社ポケットチェンジ

まとめ

まとめ

- ブロックチェーンを使ったビジネスを始めようとしたとき、いくつかのハードルを乗り越える、確認する必要がある。
 - 仮想通貨交換業に当たらないか
 - 銀行法、資金決済法などの金融業法に抵触しないか
 - 業法に抵触しないか
 - その他法令に抵触しないか
- そのうえで、取り扱うブロックチェーンの性質に即し、リスクを判断していく必要がある。
- 規制に関しては、利用できる制度があり、事前にこれを活用していく方法がある
 - ただし、使い方が悪いと効果が上がらない、あるいは一蹴されることもあるため、法的なサポート体制を整えるなどの準備は必要。

ご清聴ありがとうございました。

ブロックチェーンを めぐる法的環境の現状

弁護士法人ALAW&GOODLOOP

弁護士 吉井 和明

k-yoshii@agl-law.jp